

令和6年9月定例会

厚生委員会資料  
(子ども未来部)



秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p><u>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</u></p> <p><u>第16条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</u></p> <p><u>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</u></p> <p><u>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</u></p> <p><u>(4) 当該児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

請願・（陳情） 令和6年9月市議会定例会提出分 （新規）・継続			
受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願・（陳情）者名
21	令和6年 8月27日	18歳までの医療費窓口負担の完全無料化の実施について	住所 氏名
請願・（陳情）の要点		左に対する措置等	
<p>秋田県の制度拡充を受け、秋田市も他の自治体と同様に、所得制限なしで18歳まで医療費助成制度が拡充されたが、病院ごとの窓口負担が残っており、完全無料化には至っていない。</p> <p>子どもの医療費の不安をなくし、全ての子どもの健やかな成長を保障することは、少子化対策において重要となる。</p> <p>どこに生まれ、どこに住んでいても、全ての子どもに必要な医療が平等に保障されるべきである。</p> <p>秋田市においても、県内他自治体と同様に、18歳までの医療費窓口負担の完全無料化を実施すること。</p>		<p>本市の子ども福祉医療制度においては、県制度の拡充に伴い、令和6年8月から所得制限を撤廃し、高校生年代までの全ての子どもを対象としている。</p> <p>限られた財源の中、本制度の安定的な運営を図るため、県制度に基づき、自己負担を継続しているところである。</p> <p>子どもの医療費の完全無料化には、多額の財源が必要となることから、引き続き国や県に対して、医療費助成制度の創設や拡充を要望していく。</p>	